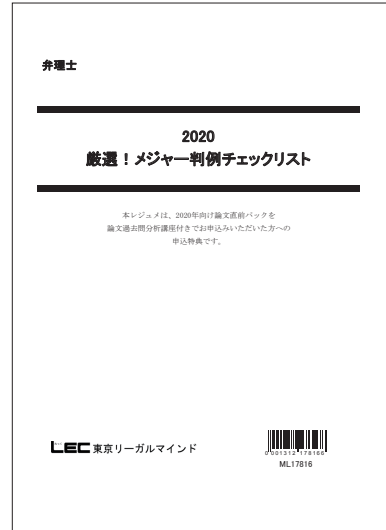


申込  
特典

# 論文直前フルパック／レギュラーパック／ライトパックを 論文過去問分析講座付きで お申込みいただいた方にもれなく進呈！

## [厳選！メジャー判例チェックリスト]

- ◎メジャー判例（特許法・実用新案法、意匠法、商標法）59件を厳選掲載！
- ◎単に判例の要点を掲載しているだけでなく、①「穴埋め課題」として答案を記載する際のキーワードになる文言部分をムシ食いにしたものと、②「解答」としてキーワード部分を反転強調したものをひと組でご提供！
- ◎スキマ時間に重要判例のキーワード知識を修得するツールとして、この直前期にフルに活用できる！



### ① 穴埋め課題見本

メジャー判例チェックリスト／特許法・実用新案法 ● 15

判例 8：穴埋め課題  
関連条文：(特 70 条)

**均等侵害成立の要件**

**事件：**  
最判H10.2.24「ボールスプライン事件」

**判旨：**  
特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、(1)右部分が特許発明の\_\_\_\_\_ではなく、(2)右部分を対象製品等におけるものとして\_\_\_\_\_でも、\_\_\_\_\_を奏するものであつて、(3)右のように置き換えることに、\_\_\_\_\_者（以下「当業者」という。）が、\_\_\_\_\_の時点において\_\_\_\_\_することができたものであり、(4)対象製品等が、特許発明の\_\_\_\_\_における\_\_\_\_\_又は当業者がこれから右\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_できたものではなく、かつ、(5)対象製品等が特許発明の特許出願手続において\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_されたものに当たるなどの\_\_\_\_\_もないときは、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と\_\_\_\_\_なものとして、\_\_\_\_\_に属するものと解するのが相当である。…特許出願の際に\_\_\_\_\_を予想して明細書の特許請求の範囲を記載することは極めて困難であり、相手方において特許請求の範囲に記載された構成の一部を特許出願後に明らかとなった物質・技術等に置き換えることによって、特許権者による差止め等の権利行使を容易に免れることができることとすれば、\_\_\_\_\_を減殺することとなり、\_\_\_\_\_という特許法の目的に反するばかりでなく、\_\_\_\_\_に反し、\_\_\_\_\_にもとる結果となる（からである。）

\*画像はサンプルです。

\*本特典は論文過去問分析講座の教材と共にお届けします。  
\*インプット講座なしを選択された場合は、本特典進呈の対象外となります。

### ② 解答見本

16 ● メジャー判例チェックリスト／特許法・実用新案法

判例 8：解答  
関連条文：(特 70 条)

**均等侵害成立の要件**

**事件：**  
最判H10.2.24「ボールスプライン事件」

**判旨：**  
特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、(1)右部分が特許発明の本質的部分ではなく、(2)右部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであつて、(3)右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、(4)対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから右出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、(5)対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意図的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である。…特許出願の際に特定のあらゆる侵害態様を予想して明細書の特許請求の範囲を記載することは極めて困難であり、相手方において特許請求の範囲に記載された構成の一部を特許出願後に明らかとなった物質・技術等に置き換えることによって、特許権者による差止め等の権利行使を容易に免れることができることとすれば、社会一般の発明者の意欲を減殺することとなり、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に反するばかりでなく、社会正義に反し、衡平の理にともなう結果となる（からである。）